

第62号議案

福井県指定文化財の指定について

別紙のとおり、福井県指定文化財を指定する。

平成27年3月25日提出

教育長 林 雅則

提案理由

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第4条第1項および、第43条第1項の規定に基づき、福井県指定文化財を指定したいので、この案を提出する。

平成27年3月25日
生涯学習・文化財課

福井県指定文化財の新指定について

福井県文化財保護審議会から、下記の8件の文化財を福井県指定文化財に指定することについて認める旨の答申がありました。詳細は別紙のとおりです。

記

○県指定文化財の新指定 8件

	種 別	文化財の名称	所 在 地	所有者 (管理団体)
1	絵 画	けんほんぢやくしょくあみださんぞん 絹本著色阿弥陀三尊 らいごうしきあみださんぞん 來迎図	越前市粟田部町23-1	宗教法人栗生寺
2		もくぞうじゅういちめんかんのんりゆうぞう 木造十一面觀音立像	福井市冬野町29-2	冬野町自治会
3	彫 刻	もくぞうせいしほさつりゆうぞう 木造勢至菩薩立像	鯖江市中野町187-31	勢至堂管理者
4		もくぞうあみだによらいざぞう 木造阿弥陀如來坐像	高浜町菌部47-13	宗教法人正善寺
5		もくぞうくろうるしなりすし 木造黒漆塗厨子	坂井市坂井町下兵庫93-11	宗教法人大善寺
6	工芸品	ほんしょう げんこうにねんめい 梵鐘 元弘二年銘	越前市国兼町22-2	宗教法人大塙八幡宮
7		きんぎんときつかもんちらしどうすいびょう 金銀鍍菊華文散銅水瓶	越前市蓬莱町8-8 (越前市武生公会堂記念館)	宗教法人引接寺
8	名 勝	りゅうせんじていえん ほんどうせいてい 龍泉寺庭園 本堂西庭・ くりほくてい 庫裡北庭	小浜市新保34-2、34-4、 60-123	宗教法人龍泉寺

けんほんちやくしょくあみださんぞんらいごうず
1 絹本著色阿弥陀三尊來迎図 1幅

(1) 所 在 地 越前市粟田部町 23-1

(2) 所 有 者 宗教法人粟生寺

(3) 法量／時代 縦 68.5×横 31.5 cm / 鎌倉時代

(4) 由来・特徴 粟生寺は養老二年（718）開基と伝えられ、延徳年間（1489～1492）に中興の祖とされる真一上人が真盛上人に帰依し、天台真盛宗となつた寺院である。

寺宝のひとつである絹本著色阿弥陀三尊來迎図は鎌倉時代の作で、三尊の肉身と衣をすべて金色で表す皆金色の三尊形式による來迎図である。銀雲上の踏割り蓮華に立つ阿弥陀如来が觀音・勢至菩薩の二尊を率いて、臨終を迎えた信者の元へ來迎する様子を描く。

阿弥陀如来および觀音・勢至菩薩の衣は波文や麻葉文、輪宝文などの切金で緻密に裝飾されている。

來迎図は平安時代後期以降に盛んに製作され、県内にも遺品は多いが、本図は纖細優美に描かれており、保存状態も良好である。



2 木造十一面觀音立像 1躯

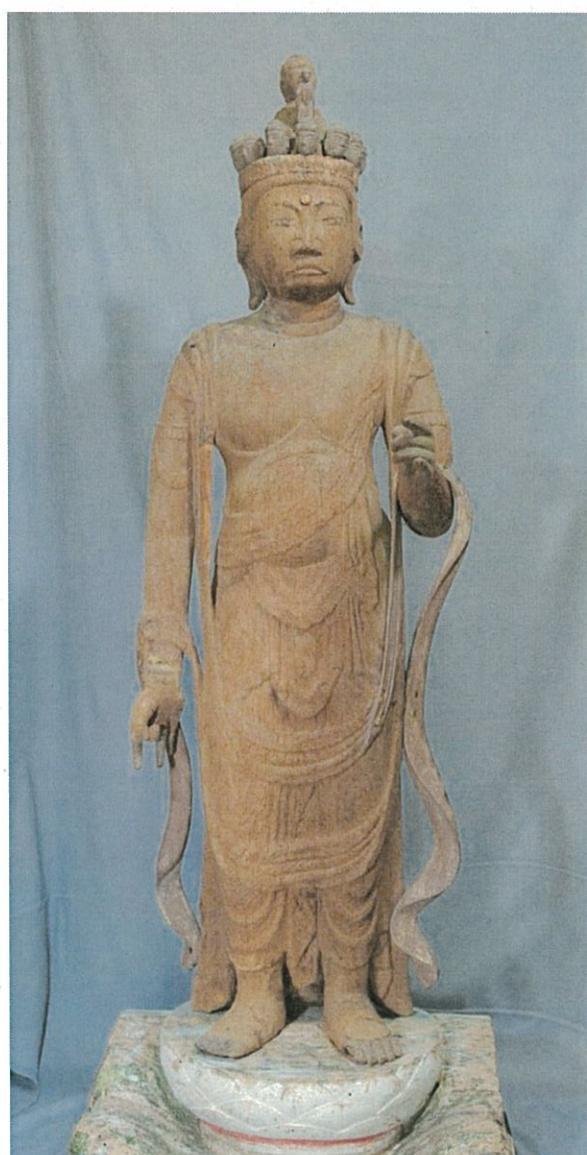
(1) 所 在 地 福井市冬野町29-2

(2) 所 有 者 冬野町自治会

(3) 法量／時代 像高 122.3 cm ／ 平安時代

(4) 由来・特徴 本像は猿田彦神社の本殿内に御神体として安置されている像で、かつて^{ふきのじ}露野寺の本尊であったという。神社に伝わる略縁起によると、泰澄が三番目に開いたと寺とされる。

頂上の十一面から両肩先を含めて全てケヤキの一材で彫出する点や、膝下の翻波式衣文など、全体的に平安初期の古像にならった表現が見られるが、髪を平彫りとし、背面の衣文線を省略する点などはいくぶん時代が降ることを示し、おおよそ十世紀の造像と考えられる。白山信仰関係の仏像であり、時期の古さからも貴重な文化財である。



もくぞうせいしほさつりゅうぞう
3 木造勢至菩薩立像 1躯

- (1) 所 在 地 鮎江市中野町 187-31
- (2) 所 有 者 勢至堂管理者
- (3) 法量／時代 像高 104.2 cm ／ 鎌倉時代
- (4) 由来・特徴 本像は鮎江市中野町にある勢至堂の本尊として安置されている。地元には、泰澄が作り、片目は後に盜賊に奪われたとの伝承が伝わっている。
- ヒノキの一木割矧造。細身で装飾的な衣文や細かく毛筋を細かく表し、高く複雑に結う髪型などは、鎌倉時代の慶派仏師である肥後定慶の作例に通じる特徴を持ち、県内には数少ない遺品として貴重である。



もくぞうあみだによらいざぞう
4 木造阿弥陀如來坐像 1躯

- (1) 所在地 高浜町菌部47-13
- (2) 所有者 宗教法人正善寺
- (3) 法量／時代 像高 152.4 cm / 平安時代
- (4) 由来・特徴 正善寺の位牌堂に安置されている。体内の修理銘（昭和 26 年）によると、かつて和田村馬居寺の某寺にあったものを、円福庵に遷し、さらに明治期に正善寺に位牌堂が建設された際に安置されたという。
丸く穏やかな相貌、丸みのあるふくよかな体つきなどから 12 世紀頃の製作とみられるが、寄木造が一般的であった時代の製作にもかかわらず、この大きさでありながら、一木割矧造いちばくわりはぎづくりという技法で造られていることは特徴的である。当時代の造像のあり方を考える上でも貴重な作例である。



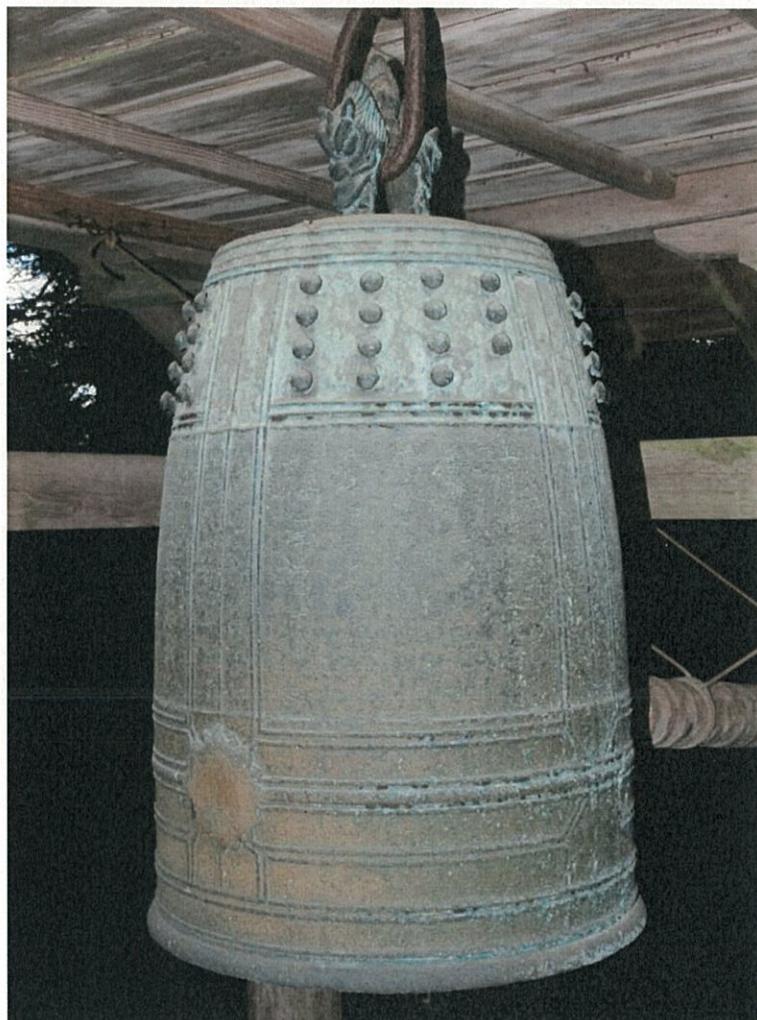
もくぞうくろうるしみり ず し
5 木造黒漆塗厨子 1基

- (1) 所 在 地 坂井市坂井町下兵庫 93-11
- (2) 所 有 者 宗教法人大善寺
- (3) 法量／時代 総高 114.0 cm / 鎌倉時代
- (4) 由来・特徴 本尊十一面觀音立像を安置する春日形厨子で、厨子本体は江戸時代に大幅に修理がなされているが、鎌倉時代の製作と考えられる。金具は製作当初のままで、蓮唐草などの文様が精緻に彫られている。
奥壁に蓮池図が、前扉には觀音の住處とされる補陀落淨土図が、側面四面には四天王像が描かれている。特に補陀落淨土図は、東大寺戒壇院千手堂の厨子絵や法隆寺六角厨子絵などとの関連性がうかがわれ、鎌倉時代に南都の大寺院において数多くの優れた仏画を手掛けた南都絵仏師によって製作されたと考えられる。



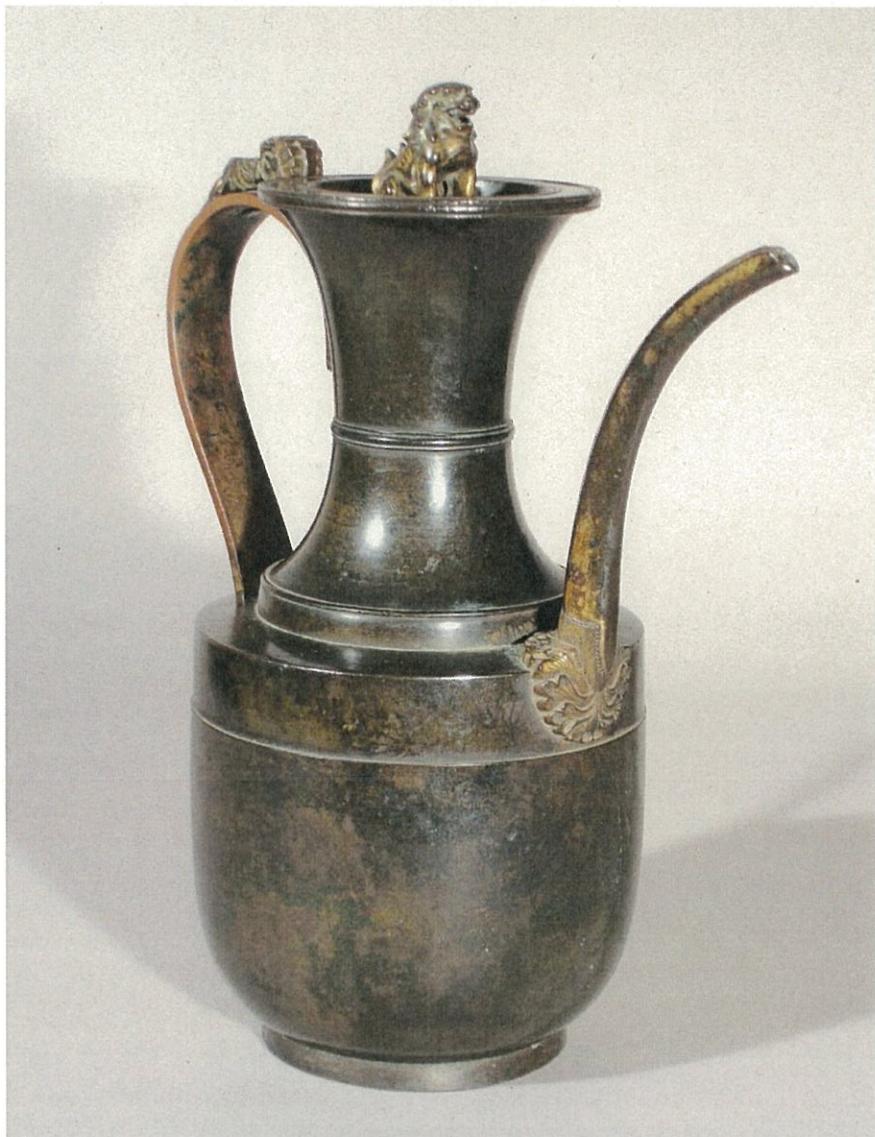
6 梵鐘 元弘二年銘 1口

- (1) 所在地 越前市国兼町22-2
- (2) 所有者 宗教法人大塩八幡宮
- (3) 法量／時代 総高 101.0 cm ／ 鎌倉時代 元弘二年銘 (1332)
- (4) 由来・特徴
本梵鐘は銅製、鋳造で、大塩八幡宮の鐘楼に吊られている。総高は約 100 cm、口径は約 58 cm。池の間に刻された銘文によると、仁安 2 年 (1167) に江州の善勝寺で鋳造されたが破損のため元弘 2 年 (1332) に鋳直され、文明 6 年 (1474) に善積庄新保村の馬尾大明神へ、その後さらに朽木庄岸埜村の所有となり、慶長 20 年 (1615) 、本多富正が大坂夏の陣の戦勝記念として当神社に奉納したという。
細身で肩が張らず、撞座の位置が高いなどの特徴から鎌倉時代の製作と考えられる。
県内に遺る梵鐘としては古く、来歴等が分かることからも貴重なものである。



7 きんぎんときっかもんちらしどうすいびょう
金銀鍍菊花文散銅水瓶 1口

- (1) 所 在 地 越前市蓬莱町8-8（越前市武生公会堂記念館）
- (2) 所 有 者 宗教法人引接寺（越前市京町3-3-5）
- (3) 法量／時代 総高 29.6 cm / 鎌倉時代
- (4) 由来・特徴 引接寺は、長享2年（1488）真盛上人が開基した天台真盛宗の別格本山で、越前における真盛派の中心寺院であった。
水瓶は銅鋳造で、長い注口と把手を持つ信貴型水瓶である。蓋に取り付けられた獅子は^{たてがみ}鬚の1本まで細かく毛彫りされ、把手や蝶番の牡丹文などは繊細かつ精緻に写実的に彫出されており、鎌倉時代の製作と考えられる。全面に薄く鍍金を施し、その上に鍍銀にて菊花文散らす装飾がなされており、当初は非常に華やかなものであったと思われる。鎌倉時代の金工品の典型的作風を表すものであり、保存状態もよく、県指定文化財として価値のあるものである。



8 龍泉寺庭園 本堂西庭・庫裡北庭

(1) 所在地 小浜市新保34-2、同34-4、同60-123

(2) 所有者 宗教法人龍泉寺

(3) 構造／時代 回遊式林泉庭園

本堂西庭 江戸時代中期

庫裡北庭 江戸時代末期

(4) 由来・特徴

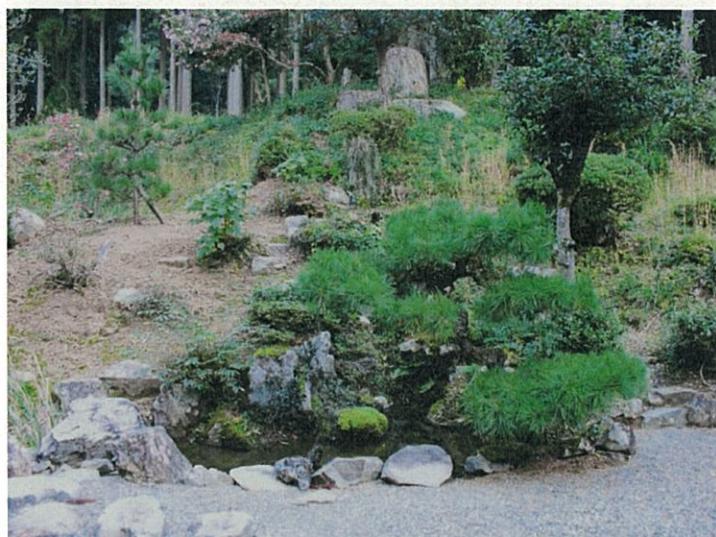
龍泉寺は曹洞宗の寺院で、若狭武田氏により天文10年(1541)に創建されている。庭園は、江戸時代中期と江戸時代末期に作庭されている。

庭園は本堂を挟み、西側と東側に分かれる。西側の本堂西庭は、岩盤が顔を出した急斜面の山地を背景に、要所に多くの庭石組を配した、豪壮な回遊式林泉庭園である。山裾の本堂に沿って横長の園地が設けられる。東側の庫裡北庭は、杉林の山地を背景にし、小規模ながらまとまった趣のある回遊式林泉庭園である。斜面裾に瓢形の園地が設けられる。

本堂西庭



庫裡北庭



福井県内の国指定・県指定等文化財

平成27年3月末
(件)